

国民年金 今年20歳になる皆さんへ国民年金加入のお知らせ

国民年金は、老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障害が残ったとき、一家の働き手が亡くなったときに、皆で暮らしを支え合うという考え方で作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

国民年金のポイント

❑将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

❑老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、病気やけがで障害が残ったときに受け取れる障害年金、加入者が死亡した場合に、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れる遺族年金があります。

国民年金保険料のお支払い

❑「国民年金の保険料」

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は16520円です（令和5年度）。

これらの保険料に加えて、毎月4000円の保険料を納めることにより、将来の年金額を多く受け取れる制度があります（付加年金）。

❑「前納割引制度」があります！

保険料をまとめて前払い（前納）すると、割引が適用されるのでおトクです。

❑口座振替・クレジットカードでのお支払い

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

❑「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず国民年金保険料の納付が猶予されます。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

❑「納付猶予制度」

20歳から50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。また、所得が少ない場合や失業した場合などに、保険料の全額、もしくは一部の3）が免除になる「免除制度」もあります。

国民年金のご相談、お手続きについては、税務町民課、年金事務所までお問い合わせください。

❑問い合わせ

・税務町民課

☎内線242・244

・小田原年金事務所

☎22・1391

・ねんきんダイヤル

☎0570・05・

1165

自衛官候補生および予備自衛官補募集

自衛官候補生

①応募資格

18歳以上33歳未満の者

②受付期間

令和6年2月15日まで

③その他

試験期日、合格発表などは受付時にお知らせします。

予備自衛官補（一般・技能）

①応募資格

・一般

18歳以上34歳未満の者

・技能

18歳以上で国家資格免許等を有する者（資格により年齢上限は53歳未満・55歳未満）

②受付期間

1月10日（水）～4月6日（土）

③試験期日

4月8日（月）～23日（火）

※いずれか1日を指定されます。

④合格発表 5月31日（金）

❑問い合わせ

自衛隊神奈川地方協力

本部小田原地域事務所

☎24・3080

小田原市栄町1-14-9

NTビル3F